

知っていますか？アレルギー表示の注意

食物アレルギーをお持ちの方は、普段からアレルギー表示を注意して見られていると思います。「特定原材料」「特定原材料に準ずるもの」など分かり難い表現もあります。

今回は、改めてアレルギー表示の見方と注意点についてご紹介いたします。

●「特定原材料」と「特定原材料に準ずるもの」

卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かきの7種類を「特定原材料」といい、原材料として食品中に含まれる場合には表示が必要です。

一方で、いか、ごま、大豆、さばなどは「特定原材料に準ずるもの」といわれ、表示が推奨されていますが、義務ではありません。世の中は「特定原材料に準ずるもの」まで表示されている商品と、「特定原材料」のみ表示している商品が混在している状態です。

ポイント!

「特定原材料に準ずるもの」はアレルギー表示がなくても、含まれている可能性があります。

●コンタミネーション表示

食品を製造する際、原材料としては使用していないにもかかわらず、「特定原材料」が

混入してしまう場合があります。これをコンタミネーション(略してコンタミ)と言います。製造者には、コンタミネーション防止の徹底が求められていますが、製法や漁獲方法などにより、「特定原材料」の混入が避けられない場合があります。そこで、どうしても混入の可能性を排除できない場合は、一括表示枠外に注意喚起の表示が認められています。これも、義務表示ではありません。

ポイント!

コンタミネーション表示がなくても、その工場アレルギー物質を取り扱っている可能性があります。

●注意したいこと

現在の法律では、アレルギーに関する表示では表示の義務と推奨が混在しています。生協でも商品案内などで責任をもってお知らせできるのは表示の義務がある「特定原材料」のみです。この違いをしっかりと理解して正しく利用してください。

OCR注文用紙では、アレルゲン登録ができます。特定原材料(卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かき)をご登録いただくと、商品欄がピンク色の網掛けで強調表示されるようになります。ひと目でチェックしやすくなります。

東海コープホームページに「おいしくって、安全なおはなし」のバックナンバーがあります。



2018年
3月3日
週(11号)

東海コープからの
おいしくって、
安全なおはなし

